関係所属長　殿

交指発第６７号
令和８年３月24日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

レーダ式車両走行速度測定装置の管理運用について（通達乙）

レーダ式車両走行速度測定装置（以下「レーダ」という。）の管理運用については、「レーダ式車両走行速度測定装置の管理運用について（通達）」（令和４年３月７日交指発第47号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、来年度の機構改革及び新型レーダの導入に伴い、下記のとおり改正し、令和８年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　レーダの管理

(1)　取扱責任者

隊においては副隊長、署においては交通課長又は地域交通課長（以下「交通課長等」という。）とする。

(2)　取扱担当者

所属長は、レーダの配置状況に応じ、所属に取扱担当者を置くこと。

取扱担当者は、原則として、巡査部長以上の階級にある警察官をもって充てることとし、取扱担当者は、レーダの保管及び取扱いについて、取扱責任者を補助すること。

２　無線局の適切な管理

レーダは、無線局の開設や有効な免許等の交付が必要であることから、交通指導課は関係所属と連携し、適切な管理に努めること。

３　定期検査等

レーダの定期検査については、概ね半年又は１年に１回受検すること。

なお、定期検査の実施計画については、交通指導課で調整の上、交通指導課長が各所属に通知すること。